

特定小型原動機付自転車の新たな交通ルールが適用されるのは、**2023 年 7 月 1 日から**です。2023 年 6 月 30 日までは、改正後の特定小型原動機付自転車に該当する電動キックボード等を運転する場合であっても、現行の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づき、その車両区分（原動機付自転車又は自動車）に応じた交通ルールが適用されます。

○2023 年 7 月 1 日から適用

			原動機付自転車		
車両区分			一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
定格出力等			総排気量 50cc 以下又は 定格出力 0.6kw 以下	定格出力 0.6kw 以下	特定小型原動機付自転車のうち、次の①～⑤を全て満たすもので、他の車両を牽引していないもの。（遠隔操作により通行させることができる場合を除く。） ①歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させること ②最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないものであること ③側車を付けていないこと ④ブレーキが走行中容易に操作できる位置にある ⑤鋭い突出部のないこと
車体の 大きさ	長さ		2.5m 以下	1.9m 以下	
	幅		1.3m 以下	0.6m 以下	
	高さ		2.0m 以下	-	
最高速度			30km/h	20km/h	
最高速度表示灯			-	緑色点灯	
運転免許			原動機付自転車を運転することができる運転免許	不要 (16 歳未満は運転禁止)	
乗車用ヘルメット			必要	必要（努力義務）	
ナンバー登録			必要	必要	
自賠責保険			必要	必要	
飲酒運転			禁止	禁止	
通 行 区 分	歩道		×	×	△※
	自転車道		×	○	
	専用通行帯		×	○	
	路側帯		×	×	○ (左側部分に限る)
	駐停車禁止 路側帯		×	×	○ (左側部分に限る)
	歩行者専用 路側帯		×	×	×

※「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている場所等に限ります。

※ 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行しなければなりません。